

内閣参質一八九第一七四号

平成二十七年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員藤末健三君提出漏れた年金情報への日本年金機構の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出漏れた年金情報への日本年金機構の対応に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「苦情の窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本年金機構において、今回の事案を受けて専用電話窓口を設置している。

二について

御指摘の「今回の年金情報漏洩事案による苦情」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十七年六月一日から同月二十四日までにおいて、今回の事案についての専用電話窓口の応答数は、約二十三万四千件である。

三について

御指摘の「日本年金機構のホームページの閉鎖により行うことができなくなった手続」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による申請、届出、報告等であって、今回の日本年金機構のウェブサイト停止により行うことができなかったものはない。

四について

日本年金機構においては、職員に対し、今回の事案について、国民に対する説明及びおわびに関する指示を行うとともに、国民に対する丁寧な対応の徹底を図っている。